

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成 28 年 1 月 19 日)

開催日及び場所		平成 27 年 12 月 11 日(金曜日) 4 階 第2 会議室			
委員		高島 剛一 (弁護士) 岡田 行雄 (熊本大学法学部教授) 土田 華寿磨 (公認会計士)			
審議対象期間		平成 27 年 7 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日			
審議対象案件		216 件 うち、1者応札案件 54 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件			
抽出案件		20 件 うち、1者応札案件 4 件 (抽出率 9%) (抽出率 7%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		5 件 うち、1者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争		0 件
			工事希望型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随意契約		0 件	
	業務	一般競争		2 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争		0 件
			簡易公募型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随意契約	公募型プロポーザル		0 件
			簡易公募型プロポーザル		0 件
			標準型プロポーザル		0 件
			その他の随意契約		3 件 うち、1者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	物品・役務等	一般競争		9 件 うち、1者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争		0 件	
		随意契約(企画競争・公募)		0 件	
		随意契約(その他)		1 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	(特記事項)				

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	<p>① 【指名停止一覧表】 他省庁の役務の入札において、談合の容疑により逮捕された業者は指名停止の処分を受けているが、当該入札で談合したとされているその他9社については、指名停止等の処分はないのか。</p> <p>② 【再度入札における一位不動状況】 第2四半期の「物品の製造」の入札において、Aランクのみを見ると再入札及び再々入札の件数が非常に高い割合となっている。今まで審議した期間では、これ程高い割合ではなかったと記憶しているがどうか。</p> <p>③ 【抽出工事等】 治山工事の入札において、低入札価格者がヒアリングを辞退とあるが、ヒアリングを行う要件は何か。また、「低入札価格」とは予定価格の何パーセント以下で低価格としているのか。</p> <p>④ この治山工事の入札に関連して、低入札価格者となった当該業者は、その他の入札参加者の入札金額と比較すると極端に低い入札金額で入札しているが、談合の疑いは考えられないか。</p> <p>⑤ 離島の治山工事の予定価格の算出は、工事現場までの移動、工事資材等の離島への持込み等で割高となると思われるが、地理的な現場条件等は予定価格に組み込まれているのか。</p> <p>⑥ 測量・建設コンサルタント等業務の総合評価落札方式の入札で、入札金額が最低価格であるのに技術評価点を合算すると、入札金額が500万円高い6番札の者が落札している。当該入札に関しては、最低価格者と6番札の者の技術評価点にかなりの差があるので、このような結果になることは理解できるが、技術評価点が僅差で、入札金額が数百万の差があれば低入札の業者が落札となるような幅を持たせることはしないのか。</p>	<p>① この件については、委員会資料に記載してある以上の情報は承知していないことから、再度調査して後日回答する。</p> <p>② 確かに今回の審議対象期間の再入札及び再々入札の割合は、前回の委員会資料と比較すると非常に高くなっている。</p> <p>③ 工事の入札においては、調査基準価格を設定しており、その価格より低い入札者の場合に「低入札価格者」としている。調査基準価格は、直工費や間接費などの経費により算出するので一概に予定価格の何パーセント以下という設定ではない。ヒアリングは低入札により適正な履行が懸念されることから、入札後3日以内に、経費のコスト縮減等の資料や証明、この入札額で入札してきた根拠となる様々な資料を作成させ、5日以内にヒアリングすることになっている。このことについて低入札価格者に説明したところ、先方が資料作成が困難と判断しヒアリングを辞退したものである。</p> <p>④ 当該入札は総合評価落札方式であることから、入札金額のみでは、落札者は操作できないものとする。</p> <p>⑤ 生コン・石材など主な資材は予定価格に反映されている。</p> <p>⑥ 総合評価落札方式の入札では、入札金額と技術評価点による評価値で落札者が決定されることとなっている。今回の入札では落札額と評価値で顕著な差が生じた落札結果となったが、総合評価落札方式の落札方法であることから、落札方法に特段の条件を付けることは考えていない。</p>

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	<p>⑦ 物品役務調達の入札の「地域林業の成長産業化に向けた新たな林業経営システムの調査検討業務」の業務内容について、詳しく説明願いたい。</p> <p>⑧ この全体構想では、国有林を所有している国も参加業者の一つということではよいか。</p> <p>⑨ 「共同施業団地」というのは、工業団地のように複数の企業が一区画に社屋があるように、山林に参加業者の社屋などがあるのか。</p> <p>⑩ この業務については、当初から予算が充ててあったのか。</p> <p>⑪ 当該業務に、予算が付いたことは特定の業者でないと知り得ない情報ではないのか。</p> <p>⑫ このような調査業務は、特定のノウハウがある業者のみが応札するのではないのか。</p> <p>⑬ 【随意契約に関する四半期毎の監査結果概報】 「事項別評価」の中で、対象時期が第2四半期であったことから救急薬品等の緊急調達があったというのはどのような理由か。</p>	<p>⑦ 政府全体の森林林業の大きな目標として「林業の成長産業化」があり、九州森林管理局管内の五木地域に設定した共同施業団地について、事業の集約化や路網の整備などについて検討を行い、モデル地域となるような全体構想を立てる指標となる調査委託の業務である。</p> <p>⑧ そのとおりである。</p> <p>⑨ 国有林と民有林が隣接して所在している地域を「共同施業団地」としており、山林内に社屋等があるわけではない。</p> <p>⑩ 当初からの予算はなかった。</p> <p>⑪ 当局のホームページにより情報公開しており、特定の業者のみが知り得る情報ではないと考える。</p> <p>⑫ 全体構想を立案することになるため、森林林業の知識や技術、川上から川下の事情を把握していることは必須であり、また類似する業務の経験も必要であることから、結果的として一者応札となっている。</p> <p>⑬ 当局では7月を安全週間としており、その準備のため救急薬品を調達したものである。</p>
<p>委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	なし	なし

事務局：九州森林管理局企画調整課